

## 特定非営利活動法人雑司が谷ひろばくらぶ 定款

### 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人雑司が谷ひろばくらぶ という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都豊島区に置く。

(目的)

第3条 この法人は、高田小学校跡地の公園と拠点施設を地域のコミュニティや防災の拠点として活用し、そこに集う人が中心となって、地域のまちづくりをさらに活発化させることを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 環境の保全を図る活動
- (2) 地域安全活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) まちづくりの推進を図る活動
- (5) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (6) 社会教育の推進を図る活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 地区内の公園緑地及び施設等の保全維持管理事業
- (2) 地域の安心・安全を図る事業
- (3) 子ども育成を図る事業
- (4) 地域のまちづくりを推進する事業
- (5) 高齢者や障害者等を対象とした福祉事業
- (6) 住民向けの社会教育事業
- (7) その他目的を達成するために必要な事業

### 第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

(入会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込

むものとする。

3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名譽を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(入会金・会費の不返還)

第12条 この法人は、すでに納入された入会金、会費は返還しない。

### 第3章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
- (2) 監事 1人以上

2 理事のうち、1人を理事長とし、1人以上2人以内を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、理事会で選任し、総会に報告する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事会において互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業

務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第4章 会議

(種別)

第20条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算

- (6) 役員解任
- (7) 役員職務及び報酬
- (8) 入会金及び会費の額
- (9) 資産の管理の方法
- (10) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。)  
その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (11) 解散における残余財産の帰属
- (12) 事務局の組織及び運営
- (13) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第15条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2項の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又はFAX、電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第25条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、総会出席者の3分の2以上の同意があった場合はこの限りではない。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的な方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者及び表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名しなければならない。

（理事会の構成）

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

（理事会の権能）

第31条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

（理事会の開催）

第32条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

（理事会の招集）

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。ただし、緊急の議題が生じた場合には、理事総数（理事長を含む）の半数以上が出席した場合に開会することができる。

（理事会の議長）

第34条 理事会の議長は、理事長ないし理事長が指名した理事がこれにあたる。

（理事会の議決）

第35条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（理事会での表決権等）

第36条 各理事の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事の議決に加わることができない。

（理事会の議事録）

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所

- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名しなければならない。

## 第5章 資 産

### （資産の構成）

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

### （資産の区分）

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

### （資産の管理）

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第6章 会 計

### （会計の原則）

第41条 この法人の会計は、法27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

### （会計の区分）

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

### （事業年度）

第43条 この法人の事業年度は、毎年10月1日に始まり、翌年9月30日に終わる。

### （事業計画及び予算）

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

### （暫定予算）

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

### （予算の追加及び更生）

第46条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更生をすることができる。

### （事業報告及び決算）

第47条 この法人の事業報告書、活動計画書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上余剰金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第 48 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第 7 章 定款の変更、解散および合併

(定款の変更)

第 49 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第 50 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を経なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 51 条 この法人が解散（合併又は破産手続きの決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第 52 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第 8 章 公告の方法

(公告の方法)

第 53 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

## 第 9 章 事務局

(事務局の設置)

第 54 条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

(職員の任免)

第 55 条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第 56 条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第 10 章 雑 則

(細則)

第 57 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

### 附則 (平成 29 年 11 月 18 日総会議決)

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	清田 明
副理事長	堀江 久男
副理事長	佐分 希久子
理事	磯 一昭
理事	武藤 清子
理事	相良 真理
理事	鶴岡 清恵
理事	松岡 昭男
理事	松浦 和代
理事	ウィルコックス珠江
理事	服部 謙次
理事	井上 義昭
監事	阪本 一郎

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成 31 年 12 月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第 43 条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成 30 年 9 月 30 日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第 44 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次の掲げる額とする。
  - (1) 入会金 正会員 (個人) 5000 円、(団体) 一口 10000 円 (一口以上)  
賛助会員 (個人・団体) なし
  - (2) 年会費 正会員 (個人) 5000 円、(団体) 一口 10000 円 (一口以上)、  
賛助会員 (個人) 一口 1000 円 (ただし三口以上)、  
(団体) 一口 10000 円 (一口以上)

~~附~~

~~付則（令和2年11月21日総会決議）~~

- ~~1. この定款は、令和2年11月22日から施行する。~~
- ~~2. 定款第4条（活動の種類）に（5）、（6）を追加する。~~
- ~~3. 定款第5条（事業の種類）に（5）、（6）を追加し、従来の（5）を（7）とする。~~

~~附~~

~~付則（令和3年11月20日総会決議）~~

1. この定款は、令和3年11月<sup>20</sup>日~~21~~日から施行する。
2. 定款第4<sup>2</sup>~~3~~条の規定にかかわらず、令和3年10月1日から始まる令和3年度の事業年度は令和4年3月31日までとする。~~翌年の令和4年度からは、4月1日から令和5年3月31日の会計とする。~~

~~付則（令和5年5月20日総会決議）~~

- ~~1. この定款は、令和5年6月17日から施行する。~~
- ~~2. 定款第34条、理事会議長の変更。~~

~~附~~

~~付則（令和7年5月24日総会決議）~~

- ~~1. この定款は、令和7年6月~~2~~日から施行する。~~
- ~~2. 定款第2条、事務所の所在地の変更。~~
- ~~3. 定款第5条、事業の種類の変更。~~
- ~~4. 付則の追加~~

## 令和7年度 事業計画書

特定非営利活動法人雑司が谷ひろばくらぶ

### 1 事業実施の方針

令和7年度は、昨年度と同様に豊島区雑司が谷・南池袋地区を活動場所として、定款の目的に沿った事業を展開する。

### 2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業 (事業費の総費用【                   】千円 )

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
地区内の公園緑地及び施設等の保全維持管理事業	雑司が谷公園及び周辺7公園の清掃・美化	令和7年4月1日～令和8年3月31日 毎日	雑司が谷公園と周辺7公園等	30人	豊島区雑司が谷・南池袋地区の近隣住民	不特定多数	14000
	雑司が谷公園のボランティア清掃・花壇の整備	毎月5・20日 10時～11時	雑司が谷公園	20人	豊島区雑司が谷・南池袋地区の近隣住民	不特定多数	20
	雑司が谷一丁目公園・花壇づくり	年数回	雑司が谷一丁目公園	13人	豊島区雑司が谷の近隣住民 南池袋小児童	不特定多数	10
	南池袋みどり公園の整備	年数回	南池袋みどり公園	13人	豊島区雑司が谷・南池袋地区の近隣住民	不特定多数	10
	都電の見える丘公園（南池袋第二公園）の整備	年数回	南池袋第二公園	13人	豊島区雑司が谷・南池袋地区の近隣住民	不特定多数	10
	南池ふくろうひろばの整備	年数回	南池ふくろうひろば	7人	豊島区雑司が谷・南池袋地区の近隣住民	不特定多数	10
	雑司が谷公園施設改修	随時	雑司が谷公園と周辺7公園等	5人	豊島区雑司が谷・南池袋地区の近隣住民	不特定多数	50
地域の安全・安心を図る事業	小中学生見守りパトロール	毎週水曜日 17時～18時	雑司が谷・南池袋地区	3人	豊島区雑司が谷・南池袋地区の近隣住民	不特定多数	10
	登校パトロール	小学校登校日 7時～8時	雑司が谷・南池袋地区	6人	豊島区雑司が谷・南池袋地区の小学生	不特定多数	10
	ぞうこう防災協力	11月16日	雑司が谷公園・丘の上テラス	10人	豊島区雑司が谷・南池袋地区の近隣住民	不特定多数	10
	自衛消防訓練	年2回	雑司が谷公園・丘の上テラス	25人	丘の上テラススタッフ	不特定多数	10
子ども育成を図る事業	雑司が谷プレーパーク	毎月第4日曜日	雑司が谷公園	10人	豊島区雑司が谷・南池袋地区の近隣住民	不特定多数	280
	池袋モンパルナス回遊美術館	5月	雑司が谷公園・丘の上テラス	2人	豊島区雑司が谷・南池袋地区の近隣住民	不特定多数	80
	みんなの居場所	毎月第1水曜日	雑司が谷公園・丘の上テラス	5人	豊島区雑司が谷・南池袋地区の近隣住民	不特定多数	0
	はいはいの一む	毎週水曜日	雑司が谷公園・丘の上テラス	2人	乳幼児と両親	不特定多数	0

地域のまちづくりを推進する事業	雑司が谷公園と周辺7公園等の運営と利活用	令和7年4月1日～令和8年3月31日	豊島区雑司が谷二丁目公園と周辺7公園等	10人	豊島区雑司が谷・南池袋地区の近隣住民	不特定多数	14000
	雑司が谷公園運営協議会の企画・運営	令和7年4月1日～令和8年3月31日	豊島区雑司が谷二丁目公園丘の上テラス	10人	豊島区雑司が谷・南池袋地区の近隣住民	不特定多数	1500
	雑司が谷公園丘の上テラスの運営管理	令和7年4月1日～令和8年3月31日の毎日	雑司が谷公園丘の上テラス	25人	豊島区雑司が谷・南池袋地区の近隣住民	不特定多数	8400
	雑司が谷公園丘の上カフェの運営	毎週土曜・日曜・祝日	雑司が谷公園丘の上テラス	10人	豊島区雑司が谷・南池袋地区の近隣住民	不特定多数	1100
	お正月遊び	令和8年正月	雑司が谷公園多目的広場	5人	豊島区雑司が谷・南池袋地区の近隣住民	不特定多数	30
	やさしいマルシェ	令和7年秋季	雑司が谷公園・丘の上テラス	10人	豊島区雑司が谷・南池袋地区の近隣住民	不特定多数	10
高齢者や障害者等を対象とした福祉事業	(未定)						
住民向けの社会教育事業	ぞうしがやオープンテニス体験	令和7年4月1日～令和8年3月31日 月2回	雑司が谷公園	8人	豊島区雑司が谷・南池袋地区の近隣住民	不特定多数	180
その他目的を達成するために必要な事業	(未定)						

(2) その他の事業

(事業費の総費用【      】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	事業費(千円)

## 令和8年度

## 事業計画書

特定非営利活動法人雑司が谷ひろばくらぶ

## 1 事業実施の方針

令和8年度は、令和7年度と同様に豊島区雑司が谷・南池袋地区を活動場所として、定款の目的に沿った事業を展開する。

## 2 事業の実施に関する事項

## (1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【 】千円 )

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
地区内の公園緑地及び施設等の保全維持管理事業	雑司が谷公園及び周辺7公園の清掃・美化	令和7年4月1日～令和8年3月31日 毎日	雑司が谷公園と周辺7公園等	30人	豊島区雑司が谷・南池袋地区の近隣住民	不特定多数	14000
	雑司が谷公園のボランティア清掃・花壇の整備	毎月5・20日 10時～11時	雑司が谷公園	20人	豊島区雑司が谷・南池袋地区の近隣住民	不特定多数	20
	雑司が谷一丁目公園・花壇づくり	年数回	雑司が谷一丁目公園	13人	豊島区雑司が谷の近隣住民 南池袋小児童	不特定多数	10
	南池袋みどり公園の整備	年数回	南池袋みどり公園	13人	豊島区雑司が谷・南池袋地区の近隣住民	不特定多数	10
	都電の見える丘公園(南池袋第二公園)の整備	年数回	南池袋第二公園	13人	豊島区雑司が谷・南池袋地区の近隣住民	不特定多数	10
	南池ふくろうひろばの整備	年数回	南池ふくろうひろば	7人	豊島区雑司が谷・南池袋地区の近隣住民	不特定多数	10
	雑司が谷公園施設改修	随時	雑司が谷公園と周辺7公園等	5人	豊島区雑司が谷・南池袋地区の近隣住民	不特定多数	50
地域の安全・安心を図る事業	小中学生見守りパトロール	毎週水曜日 17時～18時	雑司が谷・南池袋地区	3人	豊島区雑司が谷・南池袋地区の近隣住民	不特定多数	10
	登校パトロール	小学校登校日 7時～8時	雑司が谷・南池袋地区	6人	豊島区雑司が谷・南池袋地区の小学生	不特定多数	10
	ぞうこう防災協力	11月16日	雑司が谷公園・丘の上テラス	10人	豊島区雑司が谷・南池袋地区の近隣住民	不特定多数	10
	自衛消防訓練	年2回	雑司が谷公園・丘の上テラス	25人	丘の上テラススタッフ	不特定多数	10
子ども育成を図る事業	雑司が谷プレーパーク	毎月第4日曜日	雑司が谷公園	10人	豊島区雑司が谷・南池袋地区の近隣住民	不特定多数	280

	池袋モンパルナス回遊美術館	5月	雑司が谷公園・丘の上テラス	2人	豊島区雑司が谷・南池袋地区の近隣住民	不特定多数	80
	みんなの居場所	毎月第1水曜日	雑司が谷公園・丘の上テラス	5人	豊島区雑司が谷・南池袋地区の近隣住民	不特定多数	0
	はいはいの一む	毎週水曜日	雑司が谷公園・丘の上テラス	2人	乳幼児と両親	不特定多数	0

地域のまちづくりを推進する事業	雑司が谷公園と周辺7公園等の運営と利活用	令和7年4月1日～令和8年3月31日	豊島区雑司が谷二丁目雑司が谷公園と周辺7公園等	10人	豊島区雑司が谷・南池袋地区の近隣住民	不特定多数	14000
	雑司が谷公園運営協議会の企画・運営	令和7年4月1日～令和8年3月31日	豊島区雑司が谷二丁目雑司が谷公園丘の上テラス	10人	豊島区雑司が谷・南池袋地区の近隣住民	不特定多数	1500
	雑司が谷公園丘の上テラスの運営管理	令和7年4月1日～令和8年3月31日の毎日	雑司が谷公園丘の上テラス	25人	豊島区雑司が谷・南池袋地区の近隣住民	不特定多数	8400
	雑司が谷公園丘の上カフェの運営	毎週土曜・日曜・祝日	雑司が谷公園丘の上テラス	10人	豊島区雑司が谷・南池袋地区の近隣住民	不特定多数	1100
	お正月遊び	令和8年正月	雑司が谷公園多目的広場	5人	豊島区雑司が谷・南池袋地区の近隣住民	不特定多数	30
	やさしいマルシェ	令和7年秋季	雑司が谷公園・丘の上テラス	10人	豊島区雑司が谷・南池袋地区の近隣住民	不特定多数	10
高齢者や障害者等を対象とした福祉事業	(未定)						
住民向けの社会教育事業	ぞうしがやオープンテニス体験	令和7年4月1日～令和8年3月31日 月2回	雑司が谷公園	8人	豊島区雑司が谷・南池袋地区の近隣住民	不特定多数	180
その他目的を達成するために必要な事業	(未定)						

(2) その他の事業

(事業費の総費用【      】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	事業費(千円)

令和7年度 活動予算書（その他事業がある場合）

特定非営利活動法人雑司が谷ひろばくらぶ

(単位：円)

科目	特定非営利活動に係る事業		その他事業		合計
	金額	小計・合計	金額	小計・合計	
<b>(A) 経常収益</b>					
1 受取会費		200,000			0
正会員受取会費	160,000				
賛助会員受取会費	40,000				
2 受取寄附金		50,000			0
受取寄附金	50,000				
施設等受入評価益	0				
3 受取助成金等		500,000			0
受取補助金	500,000				
4 事業収益		30,000,000			0
事業収益	30,000,000				
事業収益					
事業収益					
事業収益					
5 その他の収益		40,000			0
受取利息	40,000				
<b>経常収益計</b>		<b>30,790,000</b>		<b>0</b>	<b>30,790,000</b>
<b>(B) 経常費用</b>					
1 事業費					
(1) 人件費		0			0
給料手当	0				
役員報酬	0				
退職給付費用	0				
福利厚生費	0				
(2) その他経費		23,600,000			0
会議費	0				
旅費交通費	0				
施設等評価費用	0				
減価償却費	0				
印刷製本費	0				
業務委託費	21,000,000				
活動費	1,600,000				
消耗品費	1,000,000				
<b>事業費計</b>		<b>23,600,000</b>		<b>0</b>	<b>23,600,000</b>
2 管理費					
(1) 人件費		2,200,000			0
役員報酬	2,000,000				
給料手当	0				
退職給付費用	0				
福利厚生費	200,000				
(2) その他経費		790,000			0
消耗品費	60,000				
水道光熱費	0				
通信運搬費	250,000				
地代家賃	0				
旅費交通費	10,000				
減価償却費	0				
会計他顧問報酬	300,000				
支払手数料	50,000				
保険料	80,000				
租税公課	30,000				
会議費	10,000				
<b>管理費計</b>		<b>2,990,000</b>		<b>0</b>	<b>2,990,000</b>
<b>経常費用計</b>		<b>26,590,000</b>		<b>0</b>	<b>26,590,000</b>
<b>当期経常増減額【A】-【B】・・・①</b>		<b>4,200,000</b>		<b>0</b>	<b>4,200,000</b>
<b>(C) 経常外収益</b>					
固定資産売却益	0				
過年度損益修正益	0				
<b>経常外収益計</b>		<b>0</b>		<b>0</b>	<b>0</b>
<b>(D) 経常外費用</b>					
固定資産売却損	0				
災害損失	0				
過年度損益修正損	0				
<b>経常外費用計</b>		<b>0</b>		<b>0</b>	<b>0</b>
<b>当期経常外増減額【C】-【D】・・・②</b>		<b>0</b>		<b>0</b>	<b>0</b>
<b>経理区分振替額・・・③</b>					
<b>税引前当期正味財産増減額①+②+③・・・④</b>		<b>4,200,000</b>		<b>0</b>	<b>4,200,000</b>
法人税、住民税及び事業税・・・⑤					
前期繰越正味財産額・・・⑥					
<b>次期繰越正味財産額④-⑤+⑥</b>					<b>4,200,000</b>

令和8年度 活動予算書（その他事業がある場合）

特定非営利活動法人雑司が谷ひろばくらぶ

(単位：円)

科目	特定非営利活動に係る事業		その他事業		合計
	金額	小計・合計	金額	小計・合計	
<b>(A) 経常収益</b>					
1 受取会費		200,000		0	200,000
正会員受取会費	160,000				
賛助会員受取会費	40,000				
2 受取寄附金		50,000		0	50,000
受取寄附金	50,000				
施設等受入評価益	0				
3 受取助成金等		500,000		0	500,000
受取補助金	500,000				
4 事業収益		30,000,000		0	30,000,000
事業収益	30,000,000				
事業収益					
事業収益					
事業収益					
5 その他の収益		40,000		0	40,000
受取利息	40,000				
<b>経常収益計</b>		<b>30,790,000</b>		<b>0</b>	<b>30,790,000</b>
<b>(B) 経常費用</b>					
1 事業費		0		0	0
(1) 人件費					
給料手当	0				
役員報酬	0				
退職給付費用	0				
福利厚生費	0				
(2) その他経費		23,600,000		0	23,600,000
会議費	0				
旅費交通費	0				
施設等評価費用	0				
減価償却費	0				
印刷製本費	0				
業務委託費	21,000,000				
活動費	1,600,000				
消耗品費	1,000,000				
<b>事業費計</b>		<b>23,600,000</b>		<b>0</b>	<b>23,600,000</b>
2 管理費		2,200,000		0	2,200,000
(1) 人件費					
役員報酬	2,000,000				
給料手当	0				
退職給付費用	0				
福利厚生費	200,000				
(2) その他経費		790,000		0	790,000
消耗品費	60,000				
水道光熱費	0				
通信運搬費	250,000				
地代家賃	0				
旅費交通費	10,000				
減価償却費	0				
会計他顧問報酬	300,000				
支払手数料	50,000				
保険料	80,000				
租税公課	30,000				
会議費	10,000				
<b>管理費計</b>		<b>2,990,000</b>		<b>0</b>	<b>2,990,000</b>
<b>経常費用計</b>		<b>26,590,000</b>		<b>0</b>	<b>26,590,000</b>
<b>当期経常増減額【A】-【B】・・・①</b>		<b>4,200,000</b>		<b>0</b>	<b>4,200,000</b>
<b>(C) 経常外収益</b>					
固定資産売却益	0				
過年度損益修正益	0				
<b>経常外収益計</b>		<b>0</b>		<b>0</b>	<b>0</b>
<b>(D) 経常外費用</b>					
固定資産売却損	0				
災害損失	0				
過年度損益修正損	0				
<b>経常外費用計</b>		<b>0</b>		<b>0</b>	<b>0</b>
<b>当期経常外増減額【C】-【D】・・・②</b>		<b>0</b>		<b>0</b>	<b>0</b>
<b>経理区分振替額・・・③</b>					
<b>税引前当期正味財産増減額①+②+③・・・④</b>		<b>4,200,000</b>		<b>0</b>	<b>4,200,000</b>
法人税、住民税及び事業税・・・⑤					
前期繰越正味財産額・・・⑥					
<b>次期繰越正味財産額④-⑤+⑥</b>					<b>4,200,000</b>